

東大和市職員の懲戒処分に関する指針の一部改正の概要（平成31年4月）

「東大和市職員の懲戒処分に関する指針」別表の4（交通事故・交通法規違反関係）の処分量定が、昨今の裁判事例、国及び東京都の基準と比べ、一部均衡が取りづらくなっていることから、一部改正を行う。

改正前			改正後		
種類	標準例	処分量定	種類	標準例	処分量定
飲酒運転	飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転）をした場合	免職	飲酒運転	ア 酒酔い運転をした場合	免職又は停職
				イ アの場合において人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき	免職
				ウ 酒気帯び運転をした場合	免職又は停職
				エ ウの場合において人を死亡、又は傷害を負わせたとき	免職又は停職
				オ エの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職
飲酒運転の同乗者等	飲酒運転であることを知りながら同乗した場合	免職		カ 飲酒運転であることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者の車両に同乗した場合	免職、停職、減給又は戒告
	飲酒運転となることを知りながら他者に酒類を提供、又は飲酒を勧めた場合	免職		キ 飲酒運転となるおそれがあることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者に車両若しくは酒類を提供した又は飲酒を勧めた場合	免職、停職、減給又は戒告
飲酒運転以外の交通事故（人身事故を伴うもの）	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職、停職又は減給	飲酒運転以外の交通事故（人身事故を伴うもの）	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職、停職又は減給
	イ アの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職		イ アの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職又は停職
	ウ 人に傷害を負わせた場合	停職、減給又は戒告		ウ 人に傷害を負わせた場合	減給又は戒告
	エ ウの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職		エ ウの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職、停職又は減給
交通法規違反	著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合	免職、停職又は減給	飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告
				イ アの場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をしたとき	停職又は減給
公務中の物損事故	ア 重過失による場合	停職、減給又は戒告	(削除)		